

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう

日常生活自立支援事業

きゅうめいしょう: ちいきふくしけんりようごじぎょう

(旧名称: 地域福祉権利擁護事業)

ふくし
福祉サービスって

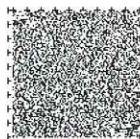
どうしたら
つか
使えるんだろう

ひと
どんな人が
りよう
利用できるんだろう

このごろ
りょうきん はら こ
ガス料金の払い込み
わす
忘れがちだなあ…

かいごほけん しんせい
介護保険の申請って
どうしたらいいいんだろう…

かね かんり
ふだんのお金の管理が
しんぱい
心配だなあ…



にちじょうせいかつじりつしんじぎょう

日常生活自立支援事業とは?

ふくし りよう かん そうだん おう
あなたの福祉サービスの利用に関する相談に応じ、サービ
せんたく けいやく しょん りょうきん しはら にちじょう
スの選択、契約を支援します。また料金の支払い、日常の
きんせんかんりとう ふあん すく せいかつ おく
金銭管理等できるだけ不安の少ない生活を送れるよう、
てつだ えんじょ
お手伝い(援助)します。

ひと りよう

どんな人が利用できますか?

にちじょうせいかつ ふあん こうれいしゃ さいいじょう しょうがいしゃ ちてき
日常生活に不安のある高齢者や20歳以上の障害者(知的
しようがい せいしんしようがい かた
障害、精神障害)などの方です。

さいみまん かた ほごしゃ どうい え かた
なお、20歳未満の方は、保護者の同意が得られる方また
みせいねんこうけんせいで りよう かた たいしょう
は未成年後見制度を利用している方が対象となります。
ざいたくせいかつ かた かぎ しせつ にゅうしょ かた びょういんとう
在宅生活の方に限らず、施設に入所されている方、病院等
にゅういん かた たいしょ
に入院されている方も対象となります。

いってい はんだんのうりょく かた たいしょ こうけんにん
※一定の判断能力のある方が対象となります。(後見人、
ほさにん けいやく かのう ばあい
保佐人との契約も可能な場合もあります。)

りようりょう

利用料はかかりますか?

けいやくご てつだ えんじょ ゆうりょう かい
契約後のお手伝い(援助)については、有料(1回1,000
えん 円)となります。

せいかつほご う かた むりょう
※ただし、生活保護を受けている方は無料です。
しょよいとうあず りようりょう じっぴ せんもんいん かく
書類等預かりの利用料は実費になりますので専門員に確
にん 認してください。

てつだい えんじょ どんなお手伝い(援助)がありますか?

ふくし じょうず りよう じょうほうていきょう
●福祉サービスを上手に利用するための情報提供

りようてつづ てつだ えんじょ
や利用手続きのお手伝い(援助)

こうきょうりょうきん しほら きんゆうきかん しゅっきん にちじょう
●公共料金の支払いや金融機関での出金など、日常
てき かね かんり てつだ えんじょ
的なお金の管理のお手伝い(援助)

つうちょう しょうしょ たいせつ しょるい ほかん
●通帳や証書など、大切な書類の保管

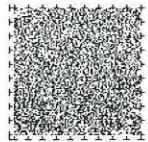
しょるい ほかん
※書類の保管だけのサービスはいたしません。

どうだん どこに相談しますか?

どうだん と あ ちか しゃかいふくしきょうぎかい ちょく
相談・問い合わせは、近くの社会福祉協議会です。直
せつ こ でんわ ふあっくす どうだん
接お越しになるか、電話またはFAXでご相談くださ

い。

どうだん むりょう ひみつ げんしゅ
相談は無料です。もちろん、秘密は厳守します。



ないよう

サービス内容は…

ふくし りょうえんじょ 福祉サービスの利用援助

- ふくし かん じょうほうていきょう じょげん
●福祉サービスに関する情報提供・助言
- ふくし りょう てつづ えんじょ
●福祉サービスの利用・手続きの援助
- ふくし りょうりょう しほら
●福祉サービス利用料の支払い
- つうち かくにん えんじょ
●通知の確認などの援助
- くじょうかいけつせいで りょう てつづ えんじょ
●苦情解決制度の利用・手続きの援助

にちじょうてききんせんかんり

日常的金銭管理

- ねんきん てあ じゅりょうかくにん
●年金や手当の受領確認
- にちじょうてき せいかつひ よう よちょきん はらいもど
●日常的な生活費に要する預貯金の払戻し
- いりょうひ こうきょうりょうきん やちん じだい ぜいきん しほら
●医療費、公共料金、家賃、地代、税金などの支払い

しょるいとう あず

書類等の預かりサービス

しょるいとう あず
書類等の預かりについては預かりのみです。

しさんうんよう

(資産運用はいたしません)

- ふつうよきんつうちょう ていきよきんつうちょう
●普通預金通帳、定期預金通帳

ほけんしょうしょ

- 保険証書**

ふどうさんけんりしょ けいやくしょ

- 不動産権利書、契約書**

じついん いんかん いんかんとうろく

- 実印、印鑑、印鑑登録カード**

かしきんこ かぎ

- 貸金庫の鍵**

わたしたちにおまかせください。



相談



お近くの社会福祉
協議会にご相談く
ださい。

訪問

専門員※1が訪問して、
お話を伺います。
※1訪問・面接から契約
まで担当する社会福祉
協議会の職員です。



支援計画作成

本人の希望など確かめて、
支援計画を作ります。



契約締結

契約締結審査会にて可決された
支援計画をもとに、社会福祉協
議会と契約します。



契約締結審査会

支援計画をもとに、弁護士、精神
科医等6名の委員で本人
の判断能力、利
用意思、支援
計画の確認
をいたします。



援助開始

支援計画の内容にもとづ
き、生活支援員※2がお手
伝いいたします。
※2契約を締結した後、実
際にお手伝い(援助)す
る人です。



そうだん と あ さき
相談・問い合わせ先

しづおかげんしゃかいふくしきょうぎかい
静岡県社会福祉協議会

にちじょうせいかつじりつしん
日常生活自立支援センター

〒420-8670

しづおかげんしずおかしあおいくすんぶちょう
静岡県静岡市葵区駿府町1-70

けんそうごうしゃかいふくしかいかんない
県総合社会福祉社会館内

TEL.054-275-1760

FAX.054-251-7508